



一般社団法人
岩手県産業資源循環協会

あんしんあんぜんな
循環型社会を目指して



一般社団法人 岩手県産業資源循環協会とは

平成2年11月に産業廃棄物の適正処理・再生利用等に関する指導、調査研究、研修及び啓発事業並びに環境保全に関する活動を行う団体として「社団法人岩手県産業廃棄物協会」として設立しました。平成15年7月には岩手県知事から「岩手県産業廃棄物処理業者育成センター」として指定を受け、優良な産業廃棄物処理業者の格付け認定を行っております。

また、平成31年4月1日からは法人名称を変更し「一般社団法人 岩手県産業資源循環協会」として活動を行っております。

法人設立年月日	平成2年11月30日
法人の目的	産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関する指導、調査研究、研修及び啓発事業を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって県民福祉の向上に寄与することを目的とする。
事業の概要	(1) 産業廃棄物の適正処理の推進 (2) 地球温暖化対策の推進 (3) 優良な産業廃棄物処理業者の育成 (4) 産業廃棄物の適正処理に関する事業の受託及び協力 (5) 資質向上・組織強化に向けた会員への支援 (6) 岩手県循環型地域社会の形成に関する条例第14条に規定する業務 (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
会員	(1) 正会員 岩手県内における許可又は指定を受けて産業廃棄物の処理又は再生利用を行う者で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人 (2) 賛助会員 正会員に該当しない者であって、この法人の事業を賛助するために入会した者
会員数	正会員233 賛助会員10 (令和2年4月1日現在)

- 昭和60年11月 岩手県産業廃棄物協会 創立
- 平成2年11月 社団法人岩手県産業廃棄物協会設立
- 平成15年7月 産業廃棄物処理業者育成センターに指定
- 平成25年4月 一般社団法人に移行
- 平成31年4月 「一般社団法人岩手県産業資源循環協会」に名称を変更



育成センターのマスコット
「ニンティちゃん」

私たちがすべきこと “時代の要求に応える業界”を目指して

入会のメリット

1

産業廃棄物処理業の許可更新についての事前通知

会員に対して、産業廃棄物処理業の許可期限切れを防止するため、許可期限の更新時期が近い会員へ事前に通知し、全国各地で開催される許可申請に関する講習会(新規・更新)の案内をしています。

2

環境関連法令・制度等に関する最新情報を提供

全国産業資源循環連合会や行政との連携により、産業廃棄物処理業関連の法律、政省令、条例等の改正など最新情報を迅速に提供しています。

3

排出事業者等からの照会に対する会員の紹介

排出事業者からの処理業者選定の問合せに対して、会員情報を活用し、ホームページに会員情報検索ページを開設する等、適切な会員業者を紹介しています。

4

研修会・視察研修の開催

産業廃棄物に関するテーマだけではなく、処理業を経営する事業者向けに幅広い知識の向上を目的としたテーマの研修会や先進的な処理施設の視察等を実施しています。

例:産業廃棄物処理業の実務者研修(基礎コース・中上級コース)
安全衛生研修会、電子マニフェスト操作体験セミナー 等

5

他団体、他県処理業者との交流活動

県内の排出事業者団体や県外の処理業者とのパイプ役として情報交換会等を開催し、情報拡大を図る場を提供しています。

6

機関誌等の配布

産業廃棄物に関する情報、行政の動向、活動状況、会員の紹介などを掲載した機関誌「循環いわて」を年1回発行し、会員、関係機関へ配布しています。また、最新情報については「循環いわてかわらばん」を発行し会員に配布しています。

7

会員相互間の情報交換

会員相互間で有意義な情報交換ができるよう、交流会、情報交換会等を開催し、親睦、交流の場を提供しています。

8

アドバイザーの派遣

会員企業が、環境に関する先進的な取り組みを行う際のお悩みに関し、協会職員等が企業に直接出向き、ご相談にのり、社内研修会の開催など、アドバイスをいたします。
例 「岩手県 格付け制度・保証金制度について」「電子マニフェストについて」など

9

育成センター



岩手県の「循環型地域社会の形成に関する条例」に基づき、優良な産業廃棄物処理業者の育成のために、岩手県知事から「岩手県産業廃棄物処理業者育成センター」として指定を受け、産業廃棄物処理業者の格付け審査を行っています。会員は保証金制度において、協会による相互保証が受けられます。詳しくは育成センターホームページをご覧ください。

10

青年部会の活動

業界の次世代を担う従事者の確保とリーダー育成を図るために、青年部会主催の研修会、交流会を開催しています。また、県外青年部会との交流も積極的に行い、幅広い連携活動を進めています。

11

災害廃棄物処理の支援

岩手県や市町村と締結した「災害時における廃棄物の処理に関する協定」に基づき、県民の安全確保と迅速な復旧・復興のため、災害廃棄物の処理を受託しています。各支部では、自然災害の激甚化に対処するため日頃から管内市町村と緊密な連携を図っており、社会貢献を通じて会員企業への信頼が高まっています。

12

表彰制度

産業廃棄物の適正処理又は事業活動を通じて業界の発展に貢献のあった個人、事業所を表彰しています。

13

支部の活動

県内全域に県北支部、県央支部、中部支部、沿岸支部、県南支部を設置しております。各地域における不法投棄合同監視パトロールの参加、支部主催研修会等、地域の需要に応える活動、地域のためになる活動に参加できます。

入会のご案内

会員になりませんか

近年、地球環境問題は世界的に取り組まれ、資源保護、環境保全についての世論も高まっています。

従来から実施している産業廃棄物の「適正処理」はもちろん、それに加え廃棄物の発生抑制、再生利用、再利用等幅広い視点から廃棄物処理法の改正が行われ諸施策が積極的に推進されています。

この責務を果たし、産業廃棄物処理業界が健全な業界として発展していくためには、信頼のおける優良な処理業者が結束し、排出事業者・行政・県民の方々との連携を深めていくことが重要です。

このようなことから、多くの方々が当協会の趣旨にご賛同いただき、是非入会していただきますようご案内申し上げます。

循環型社会形成を担う会員として地域と共に発展することを目指しています。

会 員

正会員

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、岩手県知事の許可又は再生利用を行う者で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。

賛助会員

正会員に該当しない者であって、この法人の事業を賛助するために入会した者。

入会手続き

- 1 入会申込書をダウンロードし、入会申込書、誓約書、必要書類を添付の上、協会へお送り下さい。※入会は隨時受付けていますが、理事会の議決が必要な為、少しの間お待ちいただくこともあります。(理事会は、2ヶ月毎に開催しています。)
- 2 理事会での承認後、事務局より文書にてご連絡します。



入会金・会費納入について

入会金は、入会時に一括納入、会費は全納又は分納(前期・後期)していただきます。

なお、年度途中の入会者の会費は年会費を月割計算し、承認月の翌月分からを納めていただきます。

入会金	正会員・賛助会員ともに 100,000円	
年会費	正会員	
	収集運搬業	72,000円
	中間処理業	84,000円
	最終処分業	96,000円
	賛助会員	72,000円



アクセス

- バス…盛岡駅から県庁・市役所前 下車 徒歩3分
(例 でんでんむし左回り 各線盛岡バスセンター行など)

一般社団法人 岩手県産業資源循環協会

〒020-0023 盛岡市内丸16-15 内丸ビル5階

TEL 019(625)2201 FAX 019(624)1920

URL <https://www.iwatesanpai.or.jp>

岩手県産業廃棄物処理業者育成センター

〒020-0023 盛岡市内丸16-15 内丸ビル5階

TEL 019(625)2203 FAX 019(624)1920

URL <https://www.iwuc.jp>



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



ea
エコアクション21
認証・登録番号0008139



このリーフレットは森林認証された紙を使用しています。